

いこま 市議会のうごき

No. **104**

平成22年(2010年)
9月定例会

<http://www.ikoma-shigikai.jp/>

発行/平成22年11月1日 編集/生駒市議会報編集委員会
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 ☎0743-74-1111 (内線604)

9月定例会

一般会計補正予算など14議案を

可決

平成22年生駒市議会第4回(9月)定例会は、9月9日(27日)までの19日間で開きました。

この定例会では、「平成22年度生駒市一般会計補正予算(第2回)」、「平成22年度生駒市病院事業会計予算」など14議案を審議しました。審議の結果、「生駒市まちをきれいにする条例の制定について」は、議員から修正の動議が提案され、採決の結果、修正可決しました。それ以外の13議案は、原案のとおり可決しました。

また、最終本会議で追加提案された平成21年度の各会計決算議案など12案件は、決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査としました。



生駒南第二小学校運動会

9月定例会

病院事業関連2議案を可決

9月定例会では、開会日の9日、市長から「平成22年度病院事業会計予算」と「生駒市立病院の指定管理者の指定」が提案されました。審査を付託された市民福祉委員会は、16日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、原案のとおり賛成多数で可決しました。27日再開の本会議では、反対・賛成の立場からそれぞれ討論があり、採決の結果、賛成多数で可決しました。

指定管理者は医療法人徳洲会

病院事業会計予算については、事前協議書の変更の承認と県の開設許可を得た場合、病院施設の実施設計業務や施工監理業務を委託するため費用などを計上されるものです。また、指定管理者の指定については、「病院事業の設置等に関する条例」第10条に基づいて、医療法人徳洲会を運営主体として指定管理者に指定するものです。

予算の執行予定と

今後のスケジュールは

問 病院事業予算については、具体的にいつから執行できるのか。

答 奈良県から病院開設許可が下りたときから予算が執行できることになり、議会での予算承認後に、平成26年の開設に向けて、速やかに手続きし、11月には開設許可を得たいと考えている。

継続費の内訳は

問 継続費については、平成22年度から25年度まで設定されているが、業務ごとの内訳はどのようになっているのか。

答 継続費の総額は、2億370万円、3つの業務に対する費用として計上している。

まず、開発許可申請業務として、平成22年度が150万円、23年度が390万円、24年度が540万円を計上し、次に、実施設計業務に総額1億3720万円を見込んでおり、平成23年度に1億1230万円と24年度が2490万円となっている。

る。最後に、本体工事が実施されたときの施工監理業務については、平成24年度が2440万円、25年度は3670万円、合計6110万円を計上する内訳となっており、一括発注を予定している。

今後の地域医療機関との

病診・病病連携は

問 市医師会と地域6病院から、事前の合意に基づく病院事業計画が策定されない場合、市立病院との連携協力できないとの意見書が提出されているが、今後どのようにして連携協力を求めていくのか。

答 地域医療機関などとの合意形成については、病院事業推進委員会などにおいて、市医師会の代表を通じて意見を聞いてきたと考えているが、病診・病病連携は、市立病院が中心となり、市立病院のオープン病床、医療機器の相互利用、合同カンファレンス、医療関係者の研修会など、開設までの約4年で協議すれば、連携体制の構築は可能である。また、医師会をはじめ、医療機関や市民の代表などで構成する管理運営協議会を設置して、病院運営の基本部分を議論していきたい。

反対討論

指定管理者の指定については、徳

洲会の病気腎移植にかかる不正請求問題や営利主義的な経営方針などの不安を払しょくすることができない。

市医師会をはじめ6医療法人から、連携協力はできない主旨の意見書が提出され、地域医療の充実に不可欠な地域医療機関との連携が図れない。

病院事業推進委員会が答申された基本協定書の中の管理運営協議会の設置については、いまだに徳洲会と合意に至っていないため、市民のための病院となりえるのか疑問である。

賛成討論

指定管理者の指定については、市立病院の事業計画などの実施や病院経営が安定的に行えるかなどを十分に検討した上で指定管理者候補者に決定しており、市民からも早期建設の要望が届いている。

徳洲会は、住民参加や監視のもとで地域にかかわっていくこととする姿勢などから、生駒市病院事業計画を実行することが可能であると判断するとともに、地域医療の充実・発展に寄与できる医療機関である。

医師会と先進的な医療を実施する医療機関が両立すれば、より良い地域医療の形成が期待できる。

まちをきれいにする条例の制定を修正可決

9月定例会では、開会日の9日、市長から「生駒市まちをきれいにする条例」の制定議案が提案されました。審査を付託された環境文教委員会は、17日に委員会を開催し、賛成少数で否決しました。

27日再開の最終本会議では、議員から、原案に対する修正の動議が提出され、原案の賛成者と修正案の賛成者から、それぞれ討論があり、賛成多数で修正案を可決しました。



この条例の原案は、公共の場所において、吸い殻入れが設置されていない場合やこれを携帯していない場合は、喫煙を禁止しているのに対し、修正案では、吸い殻入れが設置されている場合などを除き、喫煙を禁止するものです。また、修正案は、原案にある犬等のふん放置とポイ捨ての違反者が、勧告に従わない場合の命令、氏名や住所などの公表、命令に従わない場合の2万円の罰則規定を削除しています。

原案の賛成討論

平成11年に環境基本条例が制定され、不法投棄やポイ捨ての抑止を目的に環境整備に努めてきたが、事態が好転しない。原案は、モラルが欠如した行為に対して、実効性がある。

修正案の賛成討論

条例制定の意義は、十分理解し評価するが、今まで以上に清掃活動などの充実を図ることが、市の責務である。よって、修正案は、他市の同主旨の条例を参考にしており、まちの美化に対する市民意識を高めるための理念条例に修正している。

一般会計補正予算

(第2回)を可決

開会日の本会議では、市長から、歳入歳出総額を329億9692万4千円とする「平成22年度一般会計補正予算」が提案されました。

審査を付託された4常任委員会は、16日と17日にそれぞれ委員会を開催し、いずれも原案のとおり可決しました。27日再開の本会議では、賛成者の討論があり、原案のとおり可決しました。

この補正予算案は、局地的な大雨による土砂崩れを復旧する工事費用や、公共施設の老朽化した設備などの改修費用、国の安心こども基金を活用して、学童保育所指導員の研修の費用を増額するため、補正されるものです。おもな審査内容は、次のとおりです。

土砂崩れの復旧にかかる費用は

問 この補正予算は、美鹿の台第3緑地災害復旧事業として、増額補正をするが、本復旧までの費用は。

答 最初の墓地滑落のり面の応急工事で、予備費として1500万円、崩落したのり面を抑止するための杭を打つ工事で、今回の補正予算の一部から3500万円、最後ののり面の成形などの工事で、6千万円であ

り、それぞれの予算を合計すると1億1千万円となる。

体育施設改修の内容は

問 体育施設の老朽化により、どのような改修を行う予定か。

答 総合公園体育館は、屋根の全面ふき替えを行い、井出山体育館については、雨漏りを防止するための防水シートをはるとともに、アリーナ床のはり替えも行う予定である。

賛成討論

美鹿の台の災害復旧については、この緑地が、市に移管されることに法的問題はないが、今後、検査基準の厳格化の申入れや、災害時の補償などの対策を講ずることを要請する。付近住民の生活の安全を考慮すると、早急な工事が必要である。



復旧が急がれる崩落現場

決算審査特別委員会に付託

平成21年度各会計決算認定議案

決算審査特別委員会は、平成21年度各会計決算認定議案等（一般会計、8特別会計、水道企業会計、2報告案件）について、10月18日と19日の2日間で審査を行いました。

委員会では、平成21年度予算に定められた目的どおり、事務や事業が、効果的、効率的に執行され、市民生活の向上に、どう役立てたのかなど、次年度以降の行財政運営に反映させるため、様々な角度から質疑等を行いました。

これら各会計の決算の認定については、12月定例会の本会議で採決する予定です。

おもな質疑や討論の内容は、次号でお知らせします。

決算審査特別委員会委員は、次のとおりです。

（◎委員長 ○副委員長）

- ◎矢奥 憲一 ○山田 正弘
- 西口 広信 小笹 浩樹
- 浜田 佳資 塩見 牧子
- 伊木まり子 白本 和久
- 谷村 淳子 吉波 伸治



委員会の閉会中継続調査

4常任委員会は、それぞれ決定したテーマに基づき、調査・研究のため、また、議会運営委員会は、議会運営に関して、それぞれ先進地自治体へ視察を予定しています。

■企画総務委員会

市民参画について

（東京都町田市・小金井市）

■市民福祉委員会

行政サービスの電子化の取組について

（東京都荒川区・千葉市川市）

■環境文教委員会

ごみの有料化について

（島根県出雲市・鳥取県米子市）

■都市建設委員会

景観条例について

（大阪府箕面市・岸和田市）

■議会運営委員会

議会基本条例・予算審査など

（山口県防府市・広島県呉市）

証人喚問を実施

足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会

7月30日に開催した足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会では、足湯施設新設工事の業務請負契約に関して証言を求めため、証人喚問することを確認し、対象者や証言を求める事項を決定しました。しかし、証人4人の内2人から、出頭できない旨の申出があり、8月17日に不出頭を認めるかどうかの協議を行いました。不出頭理由の正当性は後日の委員会で協議するこ

とを前提に、18日の不出頭については認めました。

18日の委員会では、当時の請負業者である中由商會元社員2名を証人として、次のことについて、証言を求めました。

●足湯施設建設の発意から竣工までの経緯

●足湯施設建設工事随意契約の不備の有無と不備がある場合の理由

議会の運び

7月	8月
26日 議会運営委員会 議会運営委員会	3日 市民福祉委員会
29日 環境文教委員会 議会活性化部会 都市建設委員会	11日 企画総務委員会
30日 足湯施設新設工事の 業務請負契約を調査する 特別委員会	17日 足湯施設新設工事の 業務請負契約を調査する 特別委員会
	18日 足湯施設新設工事の 業務請負契約を調査する 特別委員会

学研北生駒駅周辺の

まちづくりの説明を受ける

北部地域開発特別委員会

9月21日に開催した北部地域開発特別委員会では、奈良県第5回線引き・用途地域等定期見直しの方針と今後の予定について説明を受けるとともに、学研北生駒駅周辺の市街化区域への編入等に関する変更案などについて説明を受け、質疑を行いました。

学研高山地区第2工区の開発との関係は

問 学研北生駒駅周辺のまちづくりと、学研高山地区第2工区の開発との関連性はあるのか。

答 当該地区の市街化区域への変更案については、県が示す市街化区域と調整区域の変更についての基本的な考え方と、第5次総合計画のまちづくりに即した土地利用計画が、地権者や事業者から提出されたことに基づき作成したものであり、学研高山地区第2工区の開発との関連性はない。

線引き素案作成時の市民への情報公開は

問 市の線引き素案が作成された段階での、市民への情報公開はどのように考えているのか。

答 素案段階では、県との協議や関係法令などの整理ができていないこと、また、個人の財産にかかわることとで不確定な情報を公にすることに、市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため、情報開示はしていないが、原案に対する市民の意見を聴取するための公聴会を開催した。

表彰状を伝達

8月6日に開催された、第2回奈良県市議会議長会において、市議会議員として15年にわたって、市政の発展に尽くされた功績により、中谷尚敬議長、西口広信議員、井上充生議員、上原しのお議員の4人に対し、同会から表彰状が贈呈されました。

このことともない、9月定例会開会日の本会議において、中谷議長から、各議員に表彰状が伝達されました。

10月	9月	8月
15日 議会報編集委員会 議員共済会研修会 市民参加・広報部会	17日 環境文教委員会 企画総務委員会 21日 北部地域開発特別委員会 議会報編集委員会 24日 議会運営委員会 全員協議会 27日 9月定例会本会議 28日 市民投票条例に関する勉強会	30日 議会運営委員会 議会報編集委員会 31日 議会活性化部会 議案説明会 行政監視部会
8日 決算議案説明会 議会改革に関する検討会 13日 議会活性化部会 15日 議会報編集委員会 議員共済会研修会 市民参加・広報部会	6日 議会運営委員会 議員共済会幹事会 全員協議会 9日 9月定例会本会議 10日 9月定例会本会議 13日 9月定例会本会議 14日 9月定例会本会議 16日 都市建設委員会 市民福祉委員会	1日 市民参加・広報部会 6日 議会運営委員会 議員共済会幹事会 9日 9月定例会本会議 10日 9月定例会本会議 13日 9月定例会本会議 14日 9月定例会本会議 16日 都市建設委員会 市民福祉委員会

ここが知りたい

本会議の一般質問

9月
9日・10日・13日・14日
開催

定例会

質問者数 16名

掲載以外の一般質問もありますので後日発行の会議録やホームページをご覧ください。

地域や家族のきずなの再構築

井上清議員

問 所在不明の高齢者や児童虐待などが相次いで報道され、地域や家族のきずなの希薄化や福祉の在り方が問われているが、部署を超えた情報の共有化による新たな見守り組織体制づくりや消防の活用など、庁内連携はどのようにしているのか。

答 百歳以上の高齢者の安否確認は、福祉部局で確認しているが、環境部局でも、ごみのまごころ収集を実施している。児童については、部署を超えて情報共有するため、要保護児童対策地域協議会を組織しているが、今後、行政だけでは限界があるので、地域での見守りが必要であると考えている。また、民生・児童委員による、一人暮らし高齢者の調査結果を、消防で地図情報として管理し、緊急時に対応できる体制をとっている。

問 地域福祉推進のため、行政と社会福祉協議会との役割分担、連携や積極的な活用の考えはどうか。

答 社会福祉事業の企画と実施、住民参加の援助、行政で対応し切れない困難事例の対応等を積極的に実施することで、地域福祉の推進を図ることが、同協議会の果たすべき役割と考えている。今後とも、行政と社会福祉協議会が、相互連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきたい。

びび行政について

上原しのぶ議員

問 特定の個人の利益を図るものについては、手数料を徴収することができるが、ごみ処理について、住民から等しく料金をとることは、法的に問題があるとの指摘について、どのように考えているのか。

答 ごみ有料化については、2009年10月14日に横浜地裁で、藤沢市のごみ有料化が合法との判決が出ているため、法的に問題ないと考えている。

問 ペットボトルは、生産者の責任により、処理する仕組みを考へては。

答 処理コストの全額を事業者負担とし、製品価格に内部化する制度への改正、デポジット制度の導入、リターナブル容器の使用と回収の義務付けなど、発生抑制と再使用を中心とした仕組みづくりを、全国都市清掃会議等を通じ、国に要望している。

問 ごみ減量化のため、ノーレジ袋運動など、市民と事業者を巻き込んだ取組が必要と考へるがどうか。

答 市環境基本計画に基づき、環境に優しい売り方買い方を推進し、マイバッグ持参推奨促進や少量販売などを働きかけている。

他の項目

● 高齢者対策について

景観に関する取組について

小笹浩樹議員

問 都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会で、景観計画の策定を検討されているが、従来の景観に関する取組の経緯と成果は。

答 都市景観形成ガイドプランに基づき、取組を進めてきたが、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が確立されていないことなど、課題であった。しかし、平成16年の景観法の施行により、法的効果のある多様な仕組みを創設することで、取組を促進できるようになった。

問 景観計画策定の進捗よく状況や今後の見通しは。

答 平成21年10月から、景観計画専門部会を7回開催し、良好な景観形成に向けて、届出対象行為や景観形成基準を定め、規制を行っていく予定である。今後、法に基づき、平成23年1月の景観行政団体移行をめざし、県と協議するとともに、景観条例の制定を予定している。

問 市民との協働の具体化をどのように図っていく考へか。

答 計画策定や条例制定後、市民との協働の取組や啓発の検討とともに、地域住民と合意形成のもと、重点的に景観形成を図る地区を検討し、景観形成ガイドプランと景観形成基本計画の改定を進める予定である。



校舎の陰を使って炎天下を避けている

熱中症と紫外線対策について

有村京子議員

問 今夏は、過去1・3年間で最も暑く、全国で救急搬送される人が続出し、熱中症による死亡者数は500人を超えている。熱中症は、もはや猛暑がもたらす新たな災害であるが、今後も予想される猛暑の対応策は。

答 市民に対する啓発は、普通救命講習時に、熱中症の予防と応急手当を取り入れている。幼稚園・小中学校では、マニュアルに基づき適切に処置し、重症の疑いがあれば、病院へ搬送するよう指導している。さらに、熱中症指数を確認し、プールや部活動の際には、十分に留意するようになっている。また、緊急避難のためのテントや冷房の効いた部屋の用意、冷水、氷、生理食塩水等の準備などを徹底するよう指導している。

問 オゾン層の減少により、有害な紫外線が地上に降り注ぎ、子どもたちの将来の健康に及ぼす影響を懸念するが、強い紫外線への対応策は。

答 紫外線対策として、帽子の着用やテントの設置等を指導するとともに、研修会等で得た情報を、学校だけでなく、保護者に周知している。屋外での遊びやスポーツは、心身の健全な発育にとって重要であるが、長時間活動の際は、紫外線に配慮するように、今後とも指導していきたい。

高山第二工区でのUR等への不明瞭な固定資産税などの減免について

宮内正敏議員

問 UR（独立行政法人都市再生機構）が、高山地区開発予定地に所有する土地に対して、固定資産税等を減免していることについて、監査結果は、法令等の要件を満たしているかどうかの合議が整わず、市顧問弁護士は、懸念する見解を示しているが、どのような経緯で減免したのか。

答 URは、以前、土地区画整理事業の事業主体であったため、徴収猶予や減免の措置をしていなかった。しかし、本市の事業協力の白紙撤回を受け、平成19年7月にURが事業中止を公表し、事業主体ではなくなったため、URは一般地権者と同等の立場となった。よって、UR所有の土地が、開発により価値が上昇する可能性がなくなったことや、大都市法により土地区画整理促進区域とされているため、建築行為等が制限されていることなどを考慮し、租税負担の公平性の観点から、減免を相当とする強い公益性があると判断し、減免した。

問 減免の法的根拠は。

答 地方税法第367条の固定資産税の減免規定と、市税条例第80条第1項第4号の減免適用の規定に基づき、減免している。

良好なまちづくりの新体制を 実のあるものにするために

吉波伸治議員

問 良好なまちづくりの新体制とは、最上位計画である市総合計画に沿った都市計画マスタープランと景観計画に基づき、自治基本条例に支えられた住民参画のもとに進められるまちづくりである。学研北生駒地区の都市計画変更は、都市マスタープランと景観計画を策定した後に、それらに基づき、住民の意見を聞き、随時見直ししていくべきではないか。

答 今回の学研北生駒駅周辺地区の都市計画の変更は、奈良県の第5回線引き・用途地域等定期見直しにおいて、県の見直し方針に基づき、都市計画変更手続きが行われる地区の1つで、市としては、都市計画マスタープランと景観計画の策定に合わせて変更案の作成を行う予定であったが、これらの計画の基本となる市総合計画の策定が遅れたため、先行している。変更手続きに際しては、広報紙やホームページによる意見募集、自治会への照会を行っており、先日は、原案の段階から住民意見を聴くための公聴会が行われた。今回の変更にあたっては、これらの手続きの中で、県の見直し方針や市総合計画に即した土地利用の提案があったため、見直しを行うものである。

本会議の 一般質問

図書館のサマーフェスティバル



図書館行政の推進について

白本和久議員

問 図書館の資料費は、昨年度と比べると激減しているがなぜか。

答 資料購入予算は、昨年度が595万8千1千円、今年度が407万7千円、約1880万円の削減である。これは、平成20年度の統計において、本市と同規模人口の都市の中で、資料費は10位、貸出冊数も10位、蔵書冊数が15位であり、この高水準を維持するため、昨年度まで6千万円前後を死守してきたが、厳しい財政のもと、やむを得ず減額した。

問 高齢化社会において、図書館の役割をどのように考えているのか。

答 生涯学習支援は、図書館の重要な役割の一つであり、団塊の世代がライフワーク、趣味、ボランティア活動にいかすための学びの場として、一層図書館を活用していただけるようにしていきたいと考えている。

問 今後、電子図書にどのように対応するのか。

答 電子図書の導入については、閲覧できる内容、価格、方法などを検討して、利用者と図書館のメリットとデメリットを判断していく必要がある、積極的に情報を収集し、他自治体を参考にして、総合的に判断し、導入の可否、時期や内容などについて、前向きに取り組んでいきたい。

公園の利用者を増やすための施策を

中浦新悟議員

問 利用頻度が低い公園が多くあるが、公園を利用してもらうための施策をどのように考えているのか。

答 コミュニティパーク事業の中で、より利用を促す方法を、地域住民と共に考え、より使いやすい公園づくりを進めている。しかし、同時に多数の公園となると人的・経費的に問題が出るので、検討が必要である。

問 生駒台北第1公園の小明池は、水の流入がなく、ハスやヘドロなどで水質が悪く、景観も良くないが、どのような検証をし、今後、どのように対策を講じるのか。

答 小明池は、EM菌を活用した浄化が図られたが、水質結果にはばらつきがあり、効果は確認できなかった。水流機や噴水の設置など改修案は、費用が高額なため、対応が困難な状態であるので、現在、西洋スイレンの成長しにくい水深にすることを検討している。

問 東生駒北第1公園の池も同様であるが、どのように対応するのか。

答 東生駒の池は、コミュニティパーク事業を進める中で、改修、埋め立て、水質浄化などの意見があった。現在、通年で水質を調査中であり、その結果を踏まえ、同事業とは別に、改善策を検討していきたい。

脳脊髄液減少症への対応について

矢奥憲一議員

問 脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷など、学校や日常生活において、体に衝撃を受けたことが原因で、脳脊髄液が漏れ出し、脳の位置が下がるため、頭痛、めまい、耳鳴りなどの症状が出る。社会的認知度は低い病気であるが、適切な診断や治療を受けられず苦しむ患者のために、どのように対応する考えか。

答 奈良県のホームページによれば、統一的な判断基準、治療法の確立をめざして研究されており、生駒市内では2医療機関で診療が可能とのことであるが、行政として、患者、家族への対応は困難である。今後、県のホームページとリンクして、周知していきたい。

問 学校での状況は。

答 小中学校では、定期健康診断などに加え、保護者による調査票に基づき、児童・生徒の健康状態を把握している。学校で頭部外傷を受けた場合は、担任などから保護者へ連絡し、医療機関での受診、経過観察を行っている。現在のところ、後遺症としての起立性調節障害の報告は受けてない。今後、事故後の後遺症などについて、養護教諭を含む教職員が、より一層理解を深め、適切に対応するよう指導していく。



まほろばステージでの桜ヶ丘小学校ハーモニックバンドの演奏と俵口小学校吹奏楽部のダンス

平城遷都1300年祭における生駒市の事業について

八田隆弘議員

問 「日本のはじまりの奈良」を合言葉に時空を超えた感動の場と機会を提供する、平城遷都1300年祭のイベントが、県下各地で盛大に開催中である。いこま国際音楽祭などの記念事業の内容は。

答 この音楽祭は、音楽活動が盛んな本市の魅力を全国的に知っていただくためのイベントである。まず、10月30日に、プレコンサートとして、東西の音楽や踊りが楽しめる国際色豊かな生駒竹あかりのタベコンサートを高山竹林園で開催する。さらに、10月31日に、韓伽椰（ハン・カヤ）さんなど6人のソリストによるオープニングガラコンサートを、11月3日に、生駒中学校吹奏楽部などとの共演や、作曲家池辺晋一郎さんの作品を世界で初めて演奏するファイナルコンサートを、14日に、日野皓正さんが3小学校のプラスバンドと共演するコンサートをそれぞれ中央公民館で開催する。そのほか、11月1日と2日に、4小中学校に演奏家が訪問し、コンサートや交流会を行う。

問 進ちよく状況は。

答 新聞報道、雑誌広告、ホームページ、広報紙、ポスター、チラシなどにより、積極的にPRしている。

男女共同参画施策の総合的・計画的な推進を

福中真美議員

問 男女が互いに人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、今年度、後半5年間の実施計画を策定したが、より実効性のあるものとするため、前半の実施計画の成果をどのように検証したのか。

答 前半の実施計画については、各事業の担当課に進ちよく状況などの調査を実施した。実施状況としては、80.8%が「予定以上」「予定どおり」であったため、施策が一定推進できたと考えている。しかし、「2年間以上未実施」が46件、「もっと充実する」が26件、「このまま継続する」が300件であり、基本目標間や各事業間で、進ちよくや今後の予定の項目に格差があると考えている。

問 2014年度までの後半の実実施計画は、PDCAサイクルで、毎年度、検証する考えか。

答 後半の実実施計画は、各年度、スクロールしながら、実績を検証していく考えである。PDCAサイクルは、施策を進めていく上で採用しており、進ちよく状況の確認には、今まで以上に担当課と協議し、内容を精査できるようにしていきたい。

雨水浸透で地球温暖化・水害の防止と上水道の水源確保を

塩見敦子議員

問 近年の集中豪雨による水害やヒートアイランド現象は、都市化で地表がアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水が地中に浸透しないことが要因と言われている。地下水の保全と涵養を図るため、一定規模の企業や開発地には、雨水浸透施設の整備を義務付けてはどうか。

答 すでに、一定規模の開発事業では、県の指針に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けており、その中に雨水浸透施設のメニューもある。このような選択肢があっても、工事コストの点で、貯留施設を選択され、市内では、雨水浸透施設を設置している事例はない。

問 一般家庭には、雨水浸透ますの設置を勧奨してはどうか。

答 本市のように、傾斜地形を宅地造成してきたまちでは、地形基盤が浅く傾斜しており、地盤陥没や斜面の滑り面などの原因となる可能性があるため、雨水浸透ますを含む浸透施設の設定義務の指導や、一般家庭への普及促進は、慎重に検討していく必要があると考えている。

他の項目

● 指定管理者更新時における課題

情報公開と市民参画について

角田晃一議員

問 山下市政の4年半で情報公開は大きく前進した。その結果、行政への市民参画も増加したが、更に多くの市民に、参画していただくため、どのような方策を考えているのか。

答 市民参画のため、一昨年、情報公開条例を改正し、知る権利の明記、開示請求できる者の要件の撤廃、開示対象範囲の拡大など、情報公開がより保障された。また、パブリックコメント条例を施行し、多くの意見等をいただいている。また、予算過程のホームページでの公開、審議会などへの公募市民の登用、たけまるモニター制度など、一定の成果が出ており、今後ともこれらの施策を推進していきたい。

問 タウンミーティングは、多くの市民に大変好評であり、市長と市民が直接対話できる貴重な機会でもあるので、開催回数を増やして、若い方の参加を検討してはどうか。

答 平成20年度は、8中学校区で、タウンミーティングを実施し、校区ごとの話題を取り上げたが、特段、参加者が増えなかった。今後、若い世代の参加者を増やすため、市青年団協議会や成人式実行委員会等を通じて、テーマを決めて、実施することを検討していきたいと考えている。

高齢化に伴う福祉施策について

谷村淳子議員

問 高齢者交流施設や生涯学習施設の整備、老人クラブの活動支援や交通費助成など生きがい社会支援、生活支援、各種予防教室など、様々な事業を実施しているが、さらに、高齢者が、生きがいを持って働ける場を確保するため、取り組みをうかがう。

答 シルバー人材センターでは、会員、新聞、ハローワークの求人情報などから市民ニーズを収集し、会員の豊かな経験や知識を生かせる新規就業開拓の就業開拓員を充実させ、チラシの全戸配布などのPRをされている。さらに、会員に研修会や講習会に積極的に参加を促し、スキルアップを図られている。

問 介護予防への積極的な参加を促すための取組は。

答 介護保険法の地域支援事業として、要支援・要介護状態になる恐れのある方を早期に見出し、適切な介護予防につながるため、平成20年度から生活機能評価を実施している。65歳以上を対象として、基本チェックリストを基に、医療機関での検査の結果、特定高齢者と認定された方を、地域包括支援センターに紹介し、通所または訪問により、運動機能・口腔機能の向上や栄養改善などを実施している。

生駒メディカルセンターとの連携の見直しを

伊木まり子議員

問 市と市医師会が出資して設立した財団法人生駒メディカルセンターは、地域医療の充実に重要な役割を担っている。監査委員から、算定根拠が不明確と指摘された同財団への補助金の交付、市からの委託料の一部が同財団の赤字補てんに使われていること、同財団からセラビーことまの部屋の使用料を徴収しないことは、問題ではないのか。

答 市から同財団に貸付金があり、財政悪化を防ぐため、やむを得ず、補助金を交付している。応急診療の委託料の残額は、事実上、優待の赤字補てんであるとの行政改革推進委員会の提言を踏まえ、昨年度の1億7511万円を、今年度から1億6千万円に減額した。部屋の使用料は、維持管理費用等の一部として、面積案分で算定した負担金500万円が、市に支払われているが、更なる精査が必要である。

問 休日・夜間応急診療の委託業務をどのように評価しているのか。

答 応急診療は、急患に対する初期治療を提供する応急診療所として、欠かせないと評価している。

他の項目

● 災害時の医療救護協定について

施設利用料金の減免制度について

浜田佳資議員

問 自主学習グループによる施設利用料金の減免については、政策における計画・実行・評価・改善のサイクルは当然に適用され、今後の評価や改善により、方針変更もあり得ると考えているのか。

答 いろいろな状況を把握し、その状況が大きく変わった場合には、方針も変わってくると考えている。

問 その評価の際、利用者によく話し合い、利用実態と声を的確に把握する必要があると考えるがどうか。また、他にどんな評価要素を考えているのか。

答 自主学習グループの状況を考慮すべきと認識しており、これまで各種団体等の意見を聞き、説明もしているが、税金で運営している施設であるため、利用者だけではなく、利用されていない市民の声も踏まえ、対応を考えていかなければならない。減免の廃止については、財政状況と社会情勢を総合的に判断して実施している。自主学習グループのみの状況だけで変えるという判断は難しいと考えている。

他の項目

● 市独自の生活保護世帯への夏季手当の復活について



議会活性化部会



市民参加・広報部会



行政監視部会

議会改革の取組を決定

議会運営委員会 議会報編集委員会

私たち議員は、議会改革の各種項目について、議会改革に関する検討会で一定の結論を出し、議長に報告しました。議長の諮問により、議会運営委員会（8月30日開催）と議会報編集委員会（8月30日・9月21日開催）で審査した結果、次のとおり新たな取組の実施を決定しました。引き続き、取組を検討します。

■ 予算審査特別委員会の設置

新年度予算審査のため、予算審査特別委員会を設置します。

■ 自由討議

政策提案を推進するため、常任委員会では、テーマ別調査について、特別委員会では、委員会で承認したテーマについて、それぞれ必要に応じて、議員相互の討議を含む審査を実施します。

■ 議会報の見直し

一般質問の字数を増やし、一般質問の掲載していない項目、議員の議案に対する賛否を掲載し、全体の構成をリニューアルします。

■ ホームページの充実

議長公務の日程表をホームページに掲載します。

3 検討部会で改革項目を協議

市民参加・広報部会（9月1日と10月15日開催）は、7月17日、31日に伊賀市議会の議会報告会を視察した内容の確認などを行いました。

行政監視部会（7月29日と8月31日開催）は、中長期財政に係る特別委員会の設置を協議し、全議員参加の勉強会を開催するとの結果を出しました。

議会活性化部会（7月29日、8月31日、10月13日開催）は、他市の政務調査費に関する調査結果と地方自治法に基づく専門的知識の活用などを協議しました。

市民投票条例に関する 勉強会を開催

勉強会を開催

市議会は、9月28日に市民投票条例に関する勉強会を開催し、市民自治推進会議の中川幾郎会長と澤井勝委員を招き、（仮称）市民投票条例について、説明していただきました。

この条例は、市政にかかわる重要事項を決定する際に、更なる市民参加を進める手法としての市民投票に関する事項が定められる予定です。今後、この条例の制定議案が提案される見込みであるため、作成過程の現段階で、見識を深めることができ、良い機会となりました。

虚礼の廃止に ご理解とご協力を

生駒市議会は、生駒市政治倫理条例を制定するなど、政治への信頼確立に努めています。

- 1 政治家が寄附をすること。
- 2 有権者が政治家に寄附を勧誘もしくは要求すること。
- 3 政治家が自筆の答礼以外でありさつ状を出すこと。
- 4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すこと。
- 5 後援会が花輪、香典、祝儀を出すこと。

これらの行為は、法律で禁止されていますので、今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

本紙をリニューアル

議会改革の一つとして、市議会のごときの紙面を一新しました。

文字は、広報いこまと同じユニバーサルデザイン書体を採用し、数字は、算用数字を使用しています。また、記事や写真の間に余白を入れて、読みやすさに配慮しています。

今後とも、議会の情報を分かりやすくお伝えするため、工夫した紙面づくりに努めます。

平成22年9月定例会の議決結果

全会一致で原案可決した議案

- 平成22年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 町の区域の変更について
- 町の区域の変更について
- 町の区域の変更について

議案名		修正可決	原案可決	原案可決	原案可決	議決結果
生駒市まちをきれいにする条例の制定について		▲	○	○	○	吉波 伸治
生駒市立病院の指定管理者の指定について		△	●	●	○	八田 隆弘
平成22年度生駒市病院事業会計予算		△	●	●	○	中浦 新悟
平成22年度生駒市一般会計補正予算(第2回)		△	○	○	○	谷村 淳子
生駒市立病院の指定管理者の指定について		△	●	●	○	白本 和久
生駒市まちをきれいにする条例の制定について		△	○	○	○	伊木まり子
生駒市立病院の指定管理者の指定について		▲	○	○	○	角田 晃一
生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について		▲	○	○	○	塩見 牧子
生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について		△	○	○	○	浜田 佳資
生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について		△	○	○	○	小笹 浩樹
生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		△	○	○	○	福中 眞美
生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について		▲	○	○	○	有村 京子
生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について		△	●	●	○	下村 晴意
町の区域の変更について		△	○	○	○	上原しのぶ
町の区域の変更について		△	●	●	○	井上 充生
町の区域の変更について		△	●	●	○	西口 広信
町の区域の変更について		▲	○	○	○	井上 清
町の区域の変更について		△	●	●	●	中野 陽泰
町の区域の変更について		△	○	○	○	宮内 正敏
町の区域の変更について		△	●	●	○	矢奥 憲一
町の区域の変更について		△	●	●	○	山田 正弘
町の区域の変更について		△	●	●	○	稲田 欣彦

○原案賛成 ●原案反対
△修正案賛成 ▲修正案反対

中谷議長は、地方自治法の規定により、議決に加わることができません。